

百濟・日本・唐における衣冠の副葬と施捨

牟田口 章 人

はじめに

本論考は、二〇二二年一月二四日に行われた本学と大韓民国公州大学・奈良教育大学・東京学芸大学共催の第十三回百濟文化国際シンポジウムで、筆者が口頭で行った本題と同名の基調講演を加筆・訂正をしたものである。

唐・百濟・日本さらには唐の辺境地域で六世紀後半から九世紀にかけて皇帝・王・天皇等支配者が王族や臣下に下賜した朝服等の衣装と冠、つまり衣冠を死後に副葬した例が、二〇世紀後半から発掘により相次いで確認されている。一方、支配者が本人或いは縁者の衣冠を釈迦牟尼仏或いは盧舎那仏に施捨する行為も同時代、同じ地

域で行われた。朝服・礼服・冕服は、律令制度下では身分を証す象徴で、宮中での出御・参列、或いは役所への出仕には欠かせない。そのような衣冠をなぜ墓に副葬、或いは仏に施捨したのか。筆者は本学で学生諸君に正倉院宝物の魅力を伝える講義を毎年行い、正倉院宝物を身近に感じることが出来る奈良で研究を行っている中で、聖武天皇一家が東大寺へ宝物を遺したことの意図を考えた。筆者は中国陝西省の法門寺で発見された唐皇帝の遺した宝物の調査を直後の一九八八年と翌年に行ったことがある。宝物リストである衣物帳の拓本を改めて読み直すと、それが正倉院宝物のリストである国家珍寶帳に記載された宝物の構成に良く似ている事に気がついた。とりわけ皇帝・天皇が自ら纏った袈裟や衣冠を遺し

たことには共通する意図があることを見出した。

本論考は冠帽を寺に施捨、あるいは墓に遺すことに共通する宗教的・政治的な背景を東アジア各地の実例を示しながら、探ろうとするものである。ちなみに本論考で紹介する当代文字資料は、寺院に対し様々な宝物を遺す行為を「捨」、或いは「施」と表現している⁽¹⁾ので、以下この行為を「施捨」と統一する。また年記については特記のないものは西暦とし、略して数字に年を加えて表示している。

本論考で対象とした衣冠は、年代順に挙げれば王興寺塔(百濟 五七七七年)・法興寺塔基(倭 五九三年)・百濟後期陵山里型横穴式石室墓(百濟 五三八―五六〇)・益山彌勒寺西塔(百濟 六三九年)・阿武山古墳(倭 六六九年?)・李勤墓(唐 六六九年)・オラーン・ヘレム壁画墓(モンゴル鉄勒部六五七年?)・僕固乙突墓(モンゴル鉄勒部六七八年)・東大寺(日本 七五二年)・法門寺塔(唐 八七四年)、以上一〇件あまりの墳墓、或いは寺院由来の遺物である。「東大寺」としているのは一八七五年に東大寺から天皇家に献上され、

現在は宮内庁が管理する正倉院宝物のことである。それ以外は発掘品が対象である。以下第一章では年代に従い、まず概説的に各遺物を通覧してから、第二章で埋納、或いは施捨の意味について論を進めたい。

第一章 冠帽の副葬と施捨の実例

―― 百濟・王興寺木塔心礎出土の雲母製花形冠飾
大韓民国忠清南道扶餘郡の王興寺址では、国立扶餘文



국립부여문화재연구소

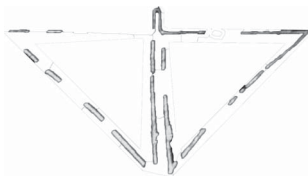
丁酉年二月
十五日百濟
王昌為三王
子立刹本舍
利二板整時
种化爲二

王興寺出土舍利容器と銘文

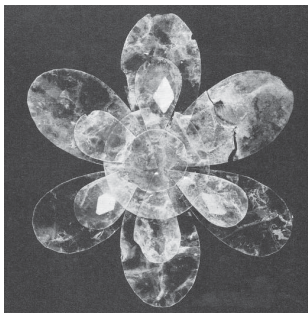
化財研究所により二〇〇〇年から毎年継続して発掘調査が行われて来た。二〇〇七年の第八次調査で木塔跡が発掘され、王興寺が日本の四天王寺様式の一塔一金堂式の伽藍であった事が確認された。塔基は外側が一四m四方の二重基壇で、柱間が三間×三間の木塔が立っていた可能性が高いことがわかった。⁽²⁾ 塔の利(芯柱)を立てた礎石は全て抜き取られていたが、基壇土の上面から五〇センチほど地下に縦横が一〇センチ×一〇センチ、厚みが四五センチの石造心礎が確認され、心礎上面の南西隅に寄せた舍利孔が確認された。舍利孔は蓮花文を彫り赤色顔料で彩色を施した花崗岩製の石蓋で覆われている。幸い、立利式以来盗掘を受けた形跡はなかった。舍利孔の大きさは縦横一六センチ×一二センチ、深さは一六センチ。石蓋を開けると泥水に浸かった三重の舍利容器が見つかった。舍利容器は外側から青銅製盒・銀壺・金瓶と入れ籠状に納まっていた。青銅製盒(直径七・九センチ×高一三・三センチ)の胴体には丁酉年以下二八文字の奉納文が鋭い刃先の小刀のようなもので鑿刻されていた。⁽³⁾ 丁酉年は五七七年とされ、王昌すなわち威徳王

が亡き王子の慰霊のために塔の建造を発願し、仏舍利の埋納を伴う立利式が釈迦牟尼の涅槃(命日)に当たる二月一日に行われた事が分かる。扶餘王興寺址出土舍利器は二〇一九年に韓国の国宝に指定されている(宝物第一七六七号)。

銘文に依れば、一番内側の金瓶の中に舍利三つが入っていた筈であったが既になかった。骨や歯牙等の有機物が入っていたが、水分が侵入して早くに失われた可能性がある。舍利孔周囲からは亡き王子ゆかりのもの、と思われる冠帽の一部や金銀製品・ガラス玉等多数の埋納品が発見された。



국립부여문화재연구소



雲母冠飾と鉄芯

本論考で注目するのは冠帽である。染織類等の有機物は既に失われていたが、一五センチほどの逆二等辺三角形をした針金状の鉄製品があり、三角形の中心に雲母を薄く剥ぎ、何枚も貼り重ねて蓮花の形をした装飾品が見つかった。この雲母製品の直径は一〇・五センチ、雲母の花びらの厚みはわずか〇・一六ミリしかない。六弁の蓮花の花びらと花芯を切り出し重ねた雲母の間に菱形等金銀箔を截り、挟み込んだ繊細な作りである。

旧唐書東夷伝には、百濟王は金飾を付けた冠帽を被り、臣下は十六官等に則り、六等官の奈率までは銀の飾りを付けた冠を被る、と記される。⁽⁴⁾因みに一九七一年に忠清南道公州市で発見された武寧王と王妃の合葬墓からは、二人の純金冠立飾が見つかっている。王興寺の冠帽も箔とはいえ金が使われていることから、王族の冠帽は臣下とは違い破格である、という事が武寧王陵の先例と旧唐書の記述から推定できた。

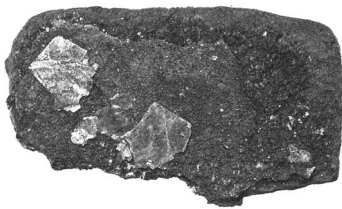
王興寺の冠帽の形状は不明だが、絹製で額が触れる部分を一周折り返して縁とし、縁の正面に立飾を挿し込んだようである。立飾は鉄芯に羅のような薄物の染織を張

って、中心に雲母の花を縫い付けていた。この形に復元された冠は、現在国立扶餘博物館に実物とともに展示されている。

心礎からは金モール糸も少なからず回収されている。金モール糸は、純金の針金を平らに伸ばして絹等の芯糸に巻き付けて作る。糸の長さや量から見て糸を織り込む錦ではなく、綴織か刺繍に使われた可能性が高い、と思われる。冠帽の装飾の一部に使われたのだろう。

一―二 倭・法興寺の塔心礎出土の雲母片

奈良県明日香村の法興寺は我が国で初めて建てられた本格的寺院である。寺名は法興寺・元興寺・飛鳥寺・安居院と古代から様々に呼ばれてきた。一般的に知られる飛鳥寺も、日本書紀に記載があるように古くから知られる名称である。⁽⁵⁾本論考では創建時の経緯につい



法興寺出土雲母片
飛鳥資料館

て語るのので、法興寺という最も古い名称を使うものとする。

さて、法興寺では一九五六年から翌年にかけて奈良国立文化財研究所が発掘調査を行い、東金堂・西金堂・中金堂と、三つの金堂に囲まれるように立つ塔の跡を確認した。創建時の伽藍は建久七年（一一九六）に落雷による火災で失われたが、焼けて塔の心礎に詰まっていた刹の炭化物とともに回収された供養具と舍利は、新たに石櫃を作り再埋葬されていた。奈良国立文化財研究所の発掘では、建久七年と墨書された箱の中に、作り直した鎌倉時代の舍利容器が確認された。

容器内の舍利は日本書紀に推古元年（五九二）仏舍利を法興寺の刹の礎に置いた、という記事がある現物で、今は現地の安居院に安置されている。⁽⁶⁾ 発掘報告書によれば、焼けた刹の周囲にあった供養具は取り出され、鎌倉時代に石櫃を安置する際にまとめられた。心礎の石の上には挂甲をはじめ鎌倉時代に未回収だった供養具も多く残され発掘時に回収された。⁽⁷⁾ 奈良国立文化財研究所の後進である独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究

所 飛鳥資料館の石橋茂登室長が館に保管されている法興寺の発掘品を改めて精査したところ、雲母片が少なからずあることがわかった。以下石橋氏の論文を簡単に紹介したい。⁽⁸⁾

一九五七年、発掘時の日誌によれば雲母片は当初数枚だったが、その後経年劣化で雲母特有の劈開現象を起して剥離を重ねたのか、現状では最大の破片でも二・六×二センチで、残りは細片になっている。法興寺の心礎の雲母片には特別な意味があると考えられた。先述したように法興寺の塔建立のわずか一六年前に建立された百濟王興寺の塔心礎から雲母の冠飾りが発掘されていることから、文献史料も含め調査を進めたところ、扶桑略記の推古元年の記録に、法興寺の立刹式の日に嶋大臣すなわち蘇我馬子以下百人余りが百濟人の服を纏い参列したので、これを見た者が皆喜んだ、という記述があることに注目した。⁽⁹⁾ 石橋氏は、立刹式に蘇我馬子が纏った百濟服の冠帽には王興寺の亡き王子の冠帽のように雲母の冠飾が縫い付けられていて、式の最後に自らこの冠を舍利孔の脇に置いた可能性が考えられる、という。

ただし、雲母の埋納の類例について、日本国内で古墳の墓室や石棺内に撒かれた例があり、新羅の複数の王墓にもあることを確認、古代中国でも墓からの発掘例もあるが、その大半が神仙思想や道教に拠ると思われる。しかし法興寺の雲母は仏塔の心礎という発見場所からいつて神仙思想等とは関係なく、釈迦如来の墓という仏塔の本来の意味から考えれば、王興寺との関連をまず挙げる事が妥当である、と石橋氏は見ている。

一三 益山彌勒寺西塔心礎出土の二つの銀花冠飾

益山彌勒寺は全羅北道益山市金馬面の彌勒山（標高四



익산 미륵사지 석탑
사리장엄

益山彌勒寺出土
銀花冠飾

三〇m)を背にして中院、東院、西院と一塔一金堂様式の伽藍が三つ東西に並ぶ三院様式の大寺院である。三院様式であるのは、彌勒寺という名称通り彌勒下生経に基いたもので、五六億七千万年後に彌勒菩薩が地上に降りてきて三度の説法を行い衆生を救済する、という経の教えに従い建立したものである。

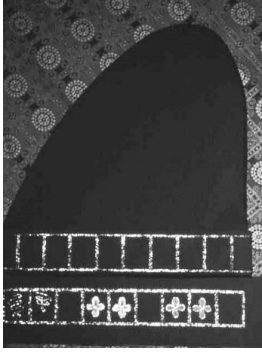
伽藍は百濟滅亡の際に失われたが、一九九二年にまず石造の九層の東塔が復元された。西塔は百濟時代以来のものだが、安全上問題があったので、二〇〇一年から全面解体と復元作業が行われた。二〇〇九年、心礎に縦横二五センチ深さ二七センチの舍利孔があるのが確認され、内部を調査したところ、舍利容器をはじめ金製鍔子、金塊、金製イヤリング、銀製冠飾、青銅盒、金モール糸、ビーズ玉、ガラス板など、計一万点余りの供養具が回収された⁽¹⁰⁾。とりわけ重要なのは金板に文字が刻まれた舍利奉安記で、横一五・五センチ、縦一〇・五センチの表と裏に計一九三文字が刻されていた。その内容は「百濟王（武王）の王后である佐平・沙毛積徳の娘種善が、淨財を捨てて伽藍を造営し、己亥年（六三九）正月二九

日舍利を奉安した⁽¹⁾」というものである。舍利孔の中から銀花冠飾が二本回収された。

百濟・泗泚期の仏塔からの舍利と供養具の発掘例は、二二世紀に入り行われた王興寺と益山彌勒寺西塔を除き少ないが、どちらからも冠飾が出土している事の意味することは重要である。この事については第二章で論を進めたい。



発掘当時の棺内
京都大学総合博物館



復元大織冠
飛鳥資料館

一―四 阿武山古墳の棺中で確認された冠帽

史跡・阿武山古墳は、大阪府高槻市奈佐原と茨木市安威にまたがる阿武山（標高二八一・メートル）の尾根筋にある。一九三四年四月二二日、京都帝国大學阿武山地震観測所（現在は阿武山観測所という。以下文中では観測所と表記）の地下観測施設の建設工事中に発見された、希有な未盗掘の終末期古墳である。終末期古墳は盛土を穿ち石槨式石室を構築するが、阿武山古墳は盛土を持たず、地下に円墳を築き、その表面に埴を被せて埋め戻した特異な地下墓である。密閉した石室には乾漆棺が安置されていた。棺の中の遺体は、首から上に大量の金モール糸が輝き、頭の下にはガラス玉を綴った枕が置かれていた。頭髮や鬚などの体毛だけでなく肉体の一部迄も遺す程保存状態が良かったが、「餘りに科學的な調査は貴人に對する冒瀆である」という、発見者の志田順観測所長の意向により、最小限の熟覧が行われただけで八月一日に再埋葬され、以来今も眠り続けている。

一九八二年六月、観測所の一室から発見当時に撮影された大判のX線写真や実体写真が大量に見つかった。京

都大学文学部の小野山節教授はこの写真の解析を行うために学内外の研究者に働きかけ、「阿武山古墳X線写真研究会」を結成、五年間に亘る調査を行った。そして研究会は金モール糸が縁に四弁花と龍のようなものを刺繍した冠帽の一部であることを確認した。

大化三年（六四七）の七色十三階制では官位によって被る冠帽の布の材質と色が規定されている。阿武山古墳の冠帽のように縁が刺繍である冠帽は、二つの官位が該当する。すなわち帽子の部分も刺繍で構成された繡冠と、帽子の部分が織（織成Ⅱ綴錦）で構成された繡冠があり、繡冠が最高位とされ大小がある、と規定されている。研究会は、棺中の冠が日本書紀の記述に基いた繡冠あるいは織冠と推定した。この成果は一九八七年に発表され、高松塚古墳発見以来の第二の考古学ブームが巻き起った。

猪熊兼勝飛鳥資料館室長（当時）は、日本書紀には繡冠を授けられた人物がいない。平安時代に撰した続日本紀には大繡を授かった巨勢徳多の記事があるが、日本書紀ではこの人物について大紫としか記載がない。公卿補

任の没年も矛盾しているので、これを排除した。一方日本書紀では織冠に任じられたのが百濟の王子余豊璋と藤原鎌足の二人しかいないことに注目した。余豊璋は六六一年に大織冠を授けられている⁽¹²⁾。そして百濟復興のために百濟の故地に一七〇隻の倭の水軍を伴い戻った。だが翌年、白村江の戦いで破れ高句麗に逃亡したので冠は混乱で失われている。残るひとは六六九年に大津京で亡くなった藤原鎌足である。そこで藤原鎌足の大織冠⁽¹³⁾の蓋然性が高いことを論じ、注目された⁽¹⁴⁾。

二〇一五年、関西学院大学の河上繁樹氏がさらに分析を進め、冠帽部分の金モール糸が綴織の特徴を伴っていることを明らかにした⁽¹⁵⁾。綴織は古代では織或いは織成と呼んでいることから、織冠であることは、ほぼ確定した、といえる。

因みに同時代の百濟では王興寺塔と益山彌勒寺西塔のいずれの心礎からも金モール糸が確認されている。とりわけ益山彌勒寺では金モール糸だけでなく、金モール糸を刺繍の輪郭として使った羅地裂や、金モール糸で囲んだ内側を赤い刺繍糸により花文様を表現した裂が確認

されている。金モール糸であしらった文様は、阿武山古墳のX線写真に写った文様と酷似するものがある。大織冠が規定された七色十三階制の制定（六四七年）と、益山彌勒寺西塔建立（六三九年）とはわずか八年しか時間差がない。百濟と倭が同時代、同じ様式の冠帽を共有していた可能性が推定できる。

一一五 李勣墓出土の三梁進徳冠

李勣（五九四年―六六九年）は、唐を建国した初代高祖から三代高宗まで三代の皇帝に仕えた軍人で、本姓は徐であったが、高祖に重用され国姓の李を賜った。東突



李勣の三梁進徳冠
昭陵博物館

厥や高句麗を、唐軍の主将として攻略し滅亡させた事でも有名である。六五五年、太宗の側室であった武照を、跡を継いだ高宗が皇后にした時に功績があり高宗と則天武后から重用された。

一九七一年、陝西省の昭陵で陪陵の李勣墓が発掘された。幾度となく盗掘の被害に遭っていたものの、墓誌銘をはじめ副葬品が出土している。中でも注目されたのが三梁進徳冠と袴帶、それに長一〇〇センチの金銅製の大刀で、大刀は完全な形で残っていた。三梁進徳冠は、三位以上の官人が被る礼冠で、高さが二八センチ。金銅製の三本の梁に唐草文様の絹を貼る繊細な作りで、唐代高級官人の冠帽としては初めての発掘例であった。我が国でも二〇一〇年、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館で開催された「特別展 大唐皇帝陵」で公開されている。

しかし史書に拠れば、これらは李勣が亡くなった時の副葬品ではない。李勣没後一五年、六八四年に高宗が亡くなり中宗が即位するが、わずか五四日後に武皇太后がこれを廢し睿宗を立てた。これに怒った李勣の孫の李敬



墓道の青龍 復元：彩色設計



三梁進德冠（三梁部分）と笄
発掘報告書（2013）から

業が反乱を起こしたものの直ちに鎮圧され、一族は誅殺された。さらに祖父の李勣にまで遡って官爵を剥奪され、李勣墓も暴かれる。棺は壊され死体も打ち捨てられたが、七〇五年に中宗が復位すると復権させ、李勣の墓を造り直し、新たな副葬品を用立てた。つまり、現在昭陵博物館に展示されている冠・袴帯・大刀等の副葬品は六六九年の死に際して詔えた副葬品ではなく、七〇五年に詔え直し、改めて埋葬したものである。

一六 モンゴル国の唐式壁画墓出土の三梁進德冠

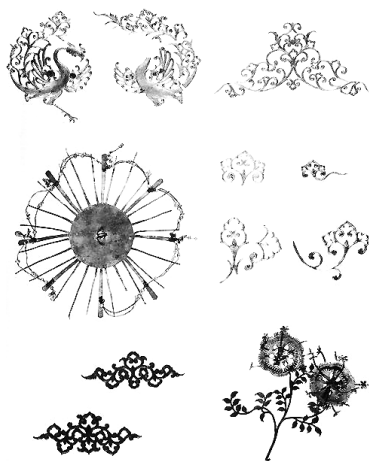
モンゴル国では、二一世紀に入り唐式墓の発掘が相次いだ。二〇一一年にボルガン県でカザフスタンとの共同調査が行われ、七世紀の唐式墓が発見された。オラーン・ヘレム壁画墓と命名された地下墓は、墓道に描かれた白虎・青龍等、唐様式の壁画で埋まっていた。⁽¹⁶⁾ 閉塞石を取り除いて埋葬時以来開けられたことのない墓室の木製扉を開いたところ、全ての副葬品が原位置を留め置かれていた。遺体は民族の習俗からか、火葬に付されていた。木部や染織類は絹本の彩絵屏風が確認出来るほど状態が良かったが、木槨や棺は腐朽して元の形を留めず、木片が床面に散乱していた。残念ながら被葬者がわかる墓誌銘等の文字資料は見つからなかった。ただし壁画を描いた壁の一部に「用羊毛筆」など画工の長が指示をした初唐の風格のある朱筆文字が残っていた。このことから、この墓は長安から皇帝の弔問使が造営の専門職人や副葬品を携えて訪れ、造営された事がわかる。副葬品の中で注目されるのは、李勣墓と同じ三梁進德冠が見つかったことである。染織も残り、冠を固定するための笄

や仮髪も確認されている。

一方、この墓の発掘より二年前、近くのトゥブ県ザマル郡でもロシアとの共同発掘調査が行われ、唐式の地下墓が見つかった。墓室に置かれた墓誌銘から被葬者は六七八年に亡くなり、唐から右驍衛大將軍金微州都督上柱国林中県開国公に封じられた僕固乙突という鉄勒部の可汗であることがわかった。墓室内は盗掘を受けていたものの、オラーン・ヘレム壁画墓と同じように、遠く長安から運ばれた絹製の服を纏った木俑など副葬品が残っていた。⁽¹⁷⁾ オラーン・ヘレム壁画墓の副葬品は僕固乙突墓よりもやや古い様式を持っているので、発掘を指導したモンゴル遊牧文化研究所のオチル・アユダイ所長は僕固乙突の墓誌銘に記された父の僕固思蜀(六五七年卒)である可能性が高い、と見ている。

一七 日本・東大寺に施捨された聖武太上天皇の礼冠

現在宮内庁正倉院事務所が管理する正倉院宝物の中に礼服御冠残欠(北倉一五七)と名付けられた金属・染織・ガラス玉などが雑多に混ざった一群の破片がある。



礼服御冠残欠北倉 157
第1層
宮内庁正倉院事務所

現在は六層の箱の中に納められている。⁽¹⁸⁾ これらは正倉院宝物の根本資料である東大寺献物帳には記載がない。ただし、第一層に納められた木牌の表に納礼服二具・一具大上天皇・一具皇太后・第三櫃、裏には天平勝寶四年四月九日・第三櫃と記されているので、聖武太上天皇と光明皇太后が七五二年の大仏開眼法要の際に着した礼服と礼冠の一部であることがわかる。

時代は七九三年と開眼法要より半世紀下がるが、「延暦十二年曝涼使解」という正倉院宝物の点検目録がある。それによれば太上天皇と皇太后の礼服は廿六から廿

八までの三つの櫃に分かれて納められていた。すなわち第廿六櫃の中には礼服と六角の小櫃に入れられた御冠二頂があり、冠のひとつには純金の鳳風の飾りがあつた。第廿七櫃にも礼服と御冠が二箇納められていたが、礼冠のひとつには御玉鏑がある、と記されているので、これは冠の先端に玉が吊るされた冕冠であろう。第廿八櫃には衣料が納められていた。現在残る木牌には第三櫃と記されているので、現存する木牌は「延暦十二年曝涼使解」所載の第廿八櫃の付札である。ここに収納されたものに、御帯一條の記載があるので、第廿八櫃にも太上天皇と皇太后の御料が入っていたのは間違いない。これら聖武太上天皇と光明皇太后の礼服は、木牌に拠れば七五二年四月九日の東大寺大仏の開眼法要が行われた後に東大寺に施捨されたものである。

一 聖武太上天皇は、数え三二歳の七三二年元旦に初めて冕服を着し臣下の朝拝を受けた、と言う記録がある。⁽¹⁹⁾ 以来我が国では孝明天皇まで天皇の盛装は袞衣と冕冠と定められた。因みに宮内庁には現在も東山天皇から孝明天皇まで、江戸時代から伝わる歴代天皇の袞冕が現存して

いる。

ところで、現在御冠が残欠の形になっているのは理由がある。鎌倉時代の仁治三年（一二四二）、後嵯峨天皇の即位式に使う、として太上天皇と皇太后の礼冠四つと、おそらく開眼法要の後、諸臣が太上天皇に従い一緒に施捨した諸臣二六人分の礼服と礼冠が京に運ばれた。しかし、即位後も諸臣の礼服と礼冠は返却されることなく、太上天皇達の礼冠等は帰路に事故に遭い大破した、という。事故で回収された破片が「礼服御冠残欠」として、今も伝わっているのである。⁽²⁰⁾

では正倉院に聖武太上天皇の衣類はもう残っていないのだろうか？ 正倉院の基本目録である国家珍宝帳には七五六年、聖武太上天皇が亡くなった後の七七忌に光明皇太后が施捨した、太上天皇生前の袞裳九領の名称が記され、これは包と収納箱が共に現在も揃って伝わる。この袞裳は開眼法要だけでなく、七五四年、東大寺の盧舎那仏の前に戒壇を築き、来日したばかりの鑑真和上を戒師として営んだ授戒式の時に纏ったものが含まれるのは間違いない。⁽²¹⁾

一一八 法門寺 歴代の唐皇帝一族が施捨した袈裟と冠
いにしえの唐の都・長安である中国陝西省の省都西安
市の西方一一〇キロにある宝鷄市の法門寺で一九八一
年、明代に造られた磚積みの仏塔が長雨で縦に裂け崩壊
した。

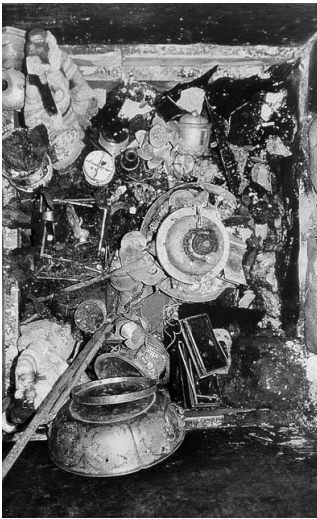
六年後の一九八七年、再建に先立ち陝西省文物考古研
究所が塔の地下を発掘したところ、唐代に造られた石造
の地下室（中国では地宮と表現）が現れた。唐代は木塔
だったようで、地下の心礎に皇帝陵を模して前室、中
室、後室と三つに分かれた石造の部屋を築き、それぞれ



大破した法門寺仏塔
1981

の部屋に仏舍利を安置した。発掘を続けると、後室の壁
に表からは見えないように穿たれた小龕を確認。そこか
らも仏舍利が見つかった。それぞれの部屋には金銀器、
ガラス器、最古の青磁茶器、絹織物、香木など大量の宝
物が供養具として納められていた。前室の入り口を塞ぐ
閉塞石として使われていた石碑は衣物帳といい、実は地
宮内の宝物リストであった。この衣物帳から、地宮には
唐の高宗と則天武后の衣類。僖宗が八七四年に父の懿宗
の遺品や皇后と皇太后、そして諸臣や仏縁の者が施捨し
た宝物七〇〇件あまりを地宮に納めたことがわかった。

中国では歴代王朝が交代する度に国が乱れ侵略が起き



発掘直後の地宮
陝西省文物考古研究所

る。前の王朝の遺したものは略奪されるのが当たり前なので、法門寺の地宮から見つかった金銀器類は、唐時代の皇帝の暮らしを証す唯一の実物資料である。それも正

倉院の東大寺献物帳と同じく、衣物帳と宝物の照合から名称と施捨した人物の名前が分かる、ということでも随一の資料である。因みに舍利は釈迦牟尼の指の骨とされ、篤く崇敬を受けていた。しかし八四五年、会昌の廃仏といわれる第一五代・武宗の仏教弾圧が法門寺にも及んだため、寺僧がレプリカを三つ製作。万が一の事があっても本物の舍利を守り抜こうとした。会昌の廃仏から二八年後の八七三年、第一七代の懿宗は長安の宮中に仏舍利を迎え、内道場と呼ぶ宮殿内の寺院施設で盛大な法要を行った。だが祈りも虚しく、懿宗はその年に急死する。享年四二。わずか一二歳で懿宗の跡を継いだ僖宗は、母の惠安皇太后や先帝の夫人たち、諸臣や僧侶など縁が結ばれた者と共に、先帝すなわち懿宗が既に準備していた宝物に自らの宝物を足し施捨、法門寺に運び埋納した。この時、法門寺の僧は影骨と呼ぶレプリカの三つの舍利を地宮の前中後それぞれの部屋に安置し、真骨と

呼ぶ本物は小龕に隠した。仏舍利埋納の法要の導師は智慧輪という密教僧であった。

筆者は発掘直後の一九八九年と翌年、現地法門寺と西安市にある陝西省文物考古研究所で法門寺の発掘品を詳しく調査する機会に恵まれた。とりわけ漆皮の箱に納められていた則天武后の繡裙は、歩く金銀器の趣があった。すなわち赤い羅地に髪の毛よりも細い金モール糸で隙間なく宝相華など草花文様を刺繡し、駒糸に雲縹の色糸を使った艶やかなものであったことに驚かされた。また惠安皇太后等女性たちの衣装も同じように金モール糸を使い、流石に唐の皇室のものだけあって正倉院を超える質の高いものであった。この時には他にも染織品の多くを直接見ることが叶ったが、その後保存処理に失敗。小さな染織品以外公開されているものはわずかである。こうした染織類を実際に見た目で改めて衣物帳を読み直してみる。第三代高宗が施捨したものは袈裟が三領。懿宗も金襴の袈裟三副各五事と毳納佛衣を二領、繡幘（刺繡を施した幘頭）十條を施捨している事が分かる。僖宗も花羅夾（縷）幘頭五十頂・繪羅單幘頭五十頂・花



法門寺衣物帳の碑拓

羅夾（纈）帽子五十頂と、合わせて一五〇頂もの幞頭等を施捨している。

これは皇帝のものだけではなく、埋納の前年に長安の内道場で催された舍利奉迎の法要に参列した臣下が被った幞頭も含まれているのであろう。

ではなぜ唐の皇帝達は金銀の宝物だけでなく幞頭や袈裟を法門寺に施捨したのであろうか？これについて次章で東大寺の先例を考察しながら論究していきたい。

第二章 冠帽の施捨、或いは冠埋葬の目的

第一章では王興寺（百濟 五七七年）・法興寺（倭 五九三年）・益山彌勒寺（百濟 六三九年）・東大寺（日本 七五二年）・法門寺（唐 八七四年）と、寺院に施捨された冠帽とそして袈裟等の装束。一方で墓に衣冠を副葬する例を広く東アジアを訪ね、紹介した。ではなぜ

衣冠を施捨、或いは副葬するのだろうか。その意味するところを第二章では探っていきたい。

二― 王興寺の例

五五四年、百濟では聖王が新羅との戦闘中に戦死、昌王が跡を継ぐ。日本書紀に拠れば五五五年、昌王は弟の恵を倭に遣わし聖王の不幸を伝えている。²²⁾ 聖王は扶餘陵山里に埋葬された。即位の一三年後、昌王は聖王の陵の前に父の冥福を祈るための菩提寺を建立。この寺は六六〇年、新羅・唐連合軍によって略奪を受け焼失したが、国立扶餘文化財研究所が一九九二年から発掘調査を行い、四天王寺様式の伽藍跡を確認した。²³⁾ 寺名は発掘では判明しなかったため、仮に陵寺と命名している。発掘で塔の心礎にかつて埋納されていた石造の舍利龕が見つかり、刻まれた銘文から昌王の妹が昌王一三年の丁亥年（五六七）に発願し、陵寺が建てられたことがわかった。²⁴⁾ 父を戦場で失った昌王には不幸が重なる。後継者の王子の死である。残念ながら王子の名前は三国史記等に記載がなく、王興寺の発掘でも文字資料は発見されなかつ

た。しかし昌王の跡を継いだのが弟の恵(恵王)なので、男子の早逝は間違いない。五二五年生まれとされる昌王が、当時としたは晩年になり直系の後継者を失った事は痛恨の極みだったに違いない。王子の葬儀は王都で行われ、遺体は間違いない既に先王が眠る陵山里古墳群に葬られたのであろう。仏に帰依していた昌王は、先王の慰霊のため陵前に陵寺を造営したように、息子の冥福を祈るために五七七年、王興寺の塔を建立した。それは陵寺建立の一〇年後のことである。

昌王は立刹式の時に、釈迦牟尼の遺骨である舍利とともに、王子の身分を象徴した冠帽と装身具類を、供養のために埋納した。佐川正敏氏は「亡き王子の冠類と同じ塔の下に葬られた釈迦如来の功德を期待したのだらう」と著作の中で論じている。⁽²⁵⁾つまり釈迦牟尼の命日に釈迦牟尼と共に王子の御霊が涅槃に入ることが昌王の本願であった。それが銘文中の「為王子」という父の尽きせぬ思いを込めた三文字の意味である。

二―二 現世利益の証しだった法興寺の冠

さて、日本書紀によれば王興寺の塔の立柱式が行われ、昌王の王子の冠が埋納されたわずか九ヶ月後、昌王は倭に比丘尼や造寺工等六人を送った。⁽²⁶⁾当然その中には王興寺塔の建立に携わったか、その立刹式に立ち会い、式次第の知識を共有していた者がいただろう。倭で最初の本格的寺院である奈良県明日香村の法興寺は、日本書紀によれば五八七年に蘇我馬子が発願した、⁽²⁷⁾法興寺の造営にあたって蘇我馬子は、百済の技術者に発注し、建築の技術情報だけでなく、百済式の法要等の次第も来日していた律師・禪師・比丘尼から学んだことは間違いないだろう。法興寺塔の立刹式は最初の金堂の造営が始まってから五年後、五九二年のことである。

奈良文化財研究所の石橋茂登氏が指摘したように、法興寺心礎の埋納物である雲母片について、蘇我氏一門が百済王興寺の立柱式に則り法要を営んだ後、纏っていた百済服を施捨した、とすればそれは物部守屋との内戦前に蘇我馬子が行った諸神への現世利益の誓願⁽²⁸⁾の約束を果たすためだったのだらう。

二一三 折れた冠飾を埋納した益山彌勒寺

益山彌勒寺の心礎から回収した二本の銀花冠飾について考えたい。発掘された二本の銀花冠立飾のうち、樹枝部が四本あるものは完全な状態だったが、樹枝部が二本ある小型の銀花冠飾は主幹宝珠部が折れたので裏から銀板を充て、銀のビス四つで絞めて修理した跡が確認された。銀花冠飾は薄い銀板で造られている。所有者が在任中、宮中或いは官衙に出仕の際には必ず被った冠だった



銀花冠飾の修理痕

ので、劣化し折れたものでも継ぎ直して使った事が想定できる。もし該当者が立利式の時点で生存している人物であった場合、心礎に銀花冠飾を埋納すると、翌日から身分を証す冠帽が手元になく、出仕に支障を来す事は間違いない。修理してまで大事にしていた銀花冠飾なので、持ち主は二人とも立利式の時点では既に死亡しているのが縁者であった王后種善が舍利とともに埋納した、と考えるのが合理的である。

では西塔出土の冠飾の所有者は誰か。金板の舍利奉安記には供養者である王后種善の父である沙七積徳の名が刻まれているので、沙七（宅）氏について簡単に触れてみたい。中国の史書・隋書百濟伝によれば、百濟には大姓が八族ある。すなわち沙、燕、贗、解、貞、國、木、苗であり、沙・つまり沙七氏は最上位の貴族である。沙七積徳は百濟の官人として最高位である左平に任じられていたので、真っ先に沙七積徳の可能性を考えるが、身分の違う二本の銀花冠立飾があるので、これは成立し難い。王后種善は、亡き沙七氏の近親者二人が現在仏である釈迦牟尼の舍利とともに涅槃に入ること祈願し、舎

利が納められた心礎に身分と人格の象徴である冠を埋納したことは間違いないであろう。益山彌勒寺は彌勒下生経に拠った伽藍配置をしているので、現在仏の釈迦牟尼だけでなく、さらに未来仏の弥勒菩薩にも二人の魂を託し救済を求めた、と考えられる。

二一四 亡き先帝に仕えるためだった李勣の三梁進徳冠

李勣に関する記録は旧唐書・新唐書・資治通鑑等後世に記された基本文献資料だけでなく、墓室からは墓誌銘が発掘され、また墓の前には李勣の死から八年後の六七七年に高宗が撰した御筆の大唐故司空上柱国贈太尉英貞武公碑が立つのでその生涯が分かる。高宗は李勣の死を聞き、七日間政務を執らず廢朝した。そして自ら指示をして父太宗の昭陵に陪陵を築かせた。墳丘の形は李勣が東突厥を討ち大功を立てた事を顕彰し、前漢の衛霍（衛青と霍去病）の墓に倣い、突厥の本貫地に聳える象鳥徳山と陰山及び鉄山の三山を象らせた。

旧唐書に拠れば李勣は死に際し、遺言を遺している。⁽²⁹⁾

人々は金や玉を墓に副葬するが、私には不要である。棺

を運ぶ車も（羽葆のような盛大な葬儀車でなく）布を被せるだけで良い。遺体が纏う衣装も普段着にして欲しい。ただし、朝服だけは一領入れて欲しい。これがないと先帝、つまり太宗にお目通りが叶わない、と。

この遺言に従い、六六九年の死に際しての葬儀の際も、七〇五年に中宗が墓を造り直した際も皇帝が下賜した朝服を副葬したことは間違いない。

李勣の例から、唐代の皇帝は死後も恩寵を臣下に与え、一方臣下は死後もその魂が冥府で亡き皇帝に仕える事が当然の事とされた。つまり、律令体制の規制は死後の世界にも及んでいるのである。このために三梁進徳冠や袴帯等を冥府での出仕のために副葬したことが分かる。三位の朝服の染織は時の流れで失われたが、冠と袴帯が発掘されたことで、旧唐書の記載が正しかったことが証されたのである。

二一五 先帝への奏状を靈魂に託した天智天皇

阿武山古墳は一九三四年に発見されたが、間もなく被葬者は棺とともに再埋葬されたので、当時の写真と発掘

報告しか実態を証す資料がない。しかし一九八七年、京都大学の考古学教室が組織した阿武山古墳X線写真研究会が棺の中に冠帽があるのを確認。その後も研究者の研究が続き、縁に刺繍を施し、帽子の部分を綴錦で作った大織冠である可能性が高まった。このため被葬者が大織冠を賜った藤原鎌足である蓋然性も高まっている。

藤原鎌足の死の前後については日本書紀と藤原鎌足のひ孫にあたる藤原仲麻呂が撰したとされる藤氏家伝に詳しい記述がある。注目されるのは、藤氏家伝に記された藤原鎌足が亡くなった直後の天智天皇の詔である。

「もし死者に靈信（靈魂）があれば、先帝（舒明天皇）と皇后（斉明天皇）にお目にかかり、『陛下がご健在だった頃遊覧をされた平浦宮（比良すなわち大津宮）の風景は、今も昔と変わりません。』と、朕の言葉を奏上せよ。」と詔している。⁽³⁰⁾これは、藤原鎌足死後わずか二ヶ月後に卒した李勣と同じく、臣下は死しても猶その魂は先帝に仕えなくてはならない、という事を示している。唐の律令体制下での死後の考えが倭にも敷衍していたのであろう。そう考えると、阿武山古墳の棺内に大織冠が

副葬されたのは、先帝に奏上するのに必要である、と遺族が考えた故、と考えるのは自然である。以上を前提に阿武山古墳の実体写真を改めて見ると、被葬者は衾の下に衣装を纏っているが、それは屍衣ではなく七色十三階冠で規定された深紫の礼服だったのだろう。⁽³¹⁾ただ、飛鳥時代の冠帽には伝世品も発掘品も先例がなく、実物の冠帽と礼服を阿武山古墳で確認出来ない現況が極めて残念である。

ところで日本書紀に拠れば、天智天皇に続く天武朝では持統・文武の代まで壬申乱の功臣の死亡記事が二人記されているが、そのうち八人は死後に贈位されている。藤原鎌足から始まった亡くなった功臣への贈位の習慣が天武朝にも引き継がれたのだろう。その中でも注目されるのは、六七三年に卒した大錦下の百濟人沙宅昭明である。沙宅昭明は藤原鎌足の死に際し、その功績が忘れ去られるのを惜しみ、碑文を作成したという人物である。⁽³²⁾天武天皇は六七三年の沙宅昭明の死を聞き、小紫上を贈位するとともに、大佐平にも任じている。百濟に大佐平という官等はなかったが、百濟最後の王であった義

慈王にも仕えよ、という滅亡した百濟への天武天皇の哀惜の念があつたのだろう。

このように、六世紀以降、律令体制下の支配者は死をもつて臣下の官位の任を解くのではなく、現世を超えても君臣の關係は続いていることを示し、臣下に対し死後も忠誠と出仕を求め、臣従の証しとして生前の最終官位の衣冠が副葬されたのであろう。その代わり支配者は、蔭孫には高い位を与え（蔭位制）、死後も子孫を厚遇することを約したのである。

二一六 羈縻政策で下賜されたモンゴル国出土の唐冠

鉄勒部の僕固思匄墓とみられるモンゴル国のオラーン・ヘレム壁画墓出土の三梁進徳冠を考察する時に、その後継者とみられる僕固乙突墓出土の墓誌銘を参考にすると、七世紀、唐の北狄に対する羈縻政策の有様が見えてくる。すなわち、唐は征服した異民族の長が死ぬと長安から甲問使とともに、唐の墓制に基づく墓造り工人、画工、風水師等を派遣し唐の王族や貴族の墓とまったく同じ様式の墓を定めて造営し、死後の世界も唐の体制下

に置いた。墓誌銘をはじめ副葬品もすべて長安から運ぶが、それには大型の棺槨や棺、葬儀に必要な屏風等の調度も含まれる。オラーン・ヘレム壁画墓では墓を塞ぐ墓扉も長安から運んでいた。同例は二〇一九年に甘肅省で発掘された吐谷渾の王子・慕容智墓でも確認されている⁽³³⁾。

六七一年に亡くなった僕固乙突の墓誌に拠れば、父の僕固思匄は唐から金徽州都督に任じられ、乙突も父の後を継ぎ同じ称号を得ている。唐の高宗は死を惜しみ、錦袍と金装帯、すなわち朝服と金で飾った袴帯等一具を授けている。僕固乙突の墓は盗掘を受けていたので、現物は見つからなかったが、父思匄墓と思われるオラーン・ヘレム壁画墓で発掘された冠は三位の三梁進徳冠である。僕固乙突は右驍衛大將軍なので墓の中にあつたはずの冠は盗掘されているが、三梁進徳冠であつたのだろう。

このように、唐の律令制度に則り異民族が衣冠を授かる理由だが、それは羈縻政策により臣たる諸国・諸族の首長が死亡すれば、必ず詔してその後嗣を冊立する権利

と義務を唐皇帝が保有した故である。⁽³⁴⁾

二一七 百濟後期石室墓出土の銀花冠飾

百濟は都の置かれた場所により漢城期（四七五～六六〇年）と三期に区分される。百濟は六六〇年に新羅と唐の連合軍に泗泚の都が焼き討ちに遭い滅亡、宮殿も官衙も失われたので、統治体制を示す同時代の文字資料が少ない。嘗ては僅かな金石文か、高麗時代に編纂された三国史記や中国の史書、日本書紀等日本の史書を通じてしか国家像を探る術はなかった。ところが一九七一年、大韓民国忠清南道公州市の宋山里古墳群で武寧王とその王妃の合葬陵が発見され、墓誌や埴に具体的な千支年や王名が記されているのが確認されて以降、考古の同時代文字資料が増え百濟の政治体制の実体が見えてきた。一九八〇年代に入ると旧都の泗泚（現・忠清南道扶餘邑）を中心に木簡が出土、文字の解読が進められた。とりわけ陵山里寺（陵寺）址等から出土した木簡には整備された律令体制を示す資料が多い。例えば二四センチ

×二・六センチと細長い木簡には「對德疏加鹵」と、一位の官等である對德に任じられた疏加鹵という人名が記されていた。（木簡番号二九七）。あるいは「奈率 加姐白芻・・」（木簡番号二九八）と、これも六位の奈率の加姐白芻という人名を記した木簡も見つかっていることから、泗泚時代には王権の下に律令制度と官等制度が整備されていたことが木簡資料からもわかってきた。⁽³⁵⁾

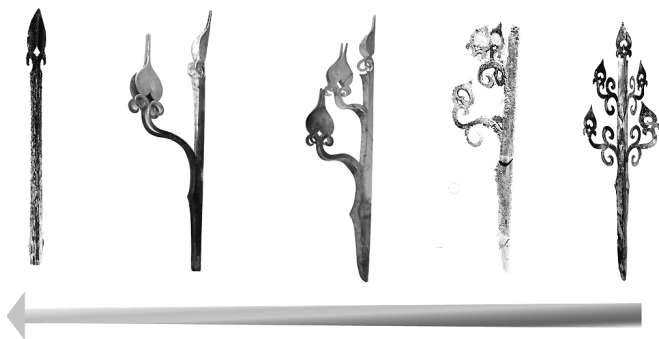
一方、泗泚期の官人の墓の発掘例も百濟領内の全領域で進み、大きさや構造が画一的になってきた事がわかってきた。主要な墓の発掘例を精査した山本孝文氏は、百濟末期には身分の上下によらず、玄室の大きさが床面で二・五m×一・二五mに統一された、陵山里規格型石室というべきパターンがあることを提唱している。⁽³⁶⁾

また泗泚時代には、漢城時代のような豪華な金銅製の明器を惜しげもなく副葬する時代が終わり、副葬品といえば強固な王権の下で整備された官等制度を象徴する冠帽と袴帯に限定されるようになる。これは倭の阿武山古墳、唐の李勣墓のように、官僚は死しても猶冥界で先王に仕えなければならぬ、という律令体制を死後にまで

拡張解釈をする風潮が広まったからであろう。

ところで、二〇二二年現在、後期百濟の官人が埋葬されたと思われる石室墓と寺院の塔基から出土した銀花冠飾は合計一四ある⁽³⁷⁾。山本孝文氏はこれを三つの類型に分

百濟後期冠立飾



百濟の考古資料と史料から復元する官位制
東アジア古代官人の考古学的検討序説から
原図製作：日本大学 山本孝文教授

類している。全ての銀花冠飾の主幹部先端には宝珠がある。主幹部の先端の宝珠も蕾状の単純なものと、飾り立てたものがあり、主幹部に取りつく宝珠飾りのある樹枝のあるものと単純に幹だけのものがある。樹枝も四本と二本のものがある。さらに樹枝が二本あるものでも、副樹枝部が一重のものと二重のものがある⁽³⁸⁾。

南北朝の北周の歴史を記した周書列伝には、六品已上冠飾銀華とある。史書は王興寺で発掘されたような雲母製冠飾に触れていないが、王興寺の雲母製冠飾が亡き王子縁のもの、とすれば王族の礼冠は臣下の身分を定めた十六品官等に依拠しない破格のものであることがわかる。

二一八 皇帝と天皇 衣冠と袈裟の寺院への施捨

正倉院の国家珍宝帳の願文の冒頭は太上天皇のために国家珍宝を捨てる、と記されている。そして巻尾には、その縁で先帝が仏の加護を得て三途の川を渡り涅槃に到る事を願っている⁽³⁹⁾。既に王興寺や益山彌勒寺で論じた事と同じ目的が光明皇太后の施捨にあった事を国家珍宝帳

は証しているのである。

ではこの願文は、光明皇太后の赤裸々な気持ちの発露、或いは実際に文章を撰したと思われる藤原仲麻呂の創作なのだろうか。実は願文の最後に皇太后が昔を思い、振り返れば涙が止まらないので太上天皇の思い出の品々を盧舍那仏に献じる、という下りがある。皇太后の夫への追慕の念が示されている一節として有名である。

だが、時代は下るが中国北方の契丹族が建国した遼建国の功臣・耶律羽之の墓が一九九三年に発掘され、見つかった墓誌銘に「夫人が涙に暮れながら心身を尽くし夫の遺品を整理して葬具を自ら選んだ⁽⁴⁰⁾。」という経緯が記されている。耶律羽之が卒したのは九四一年、国家珍宝帳とは二世紀の隔たりがあるが、唐の遺風を受けた周辺国には、唐で定型化した葬送文の様式があったことは間



墓硯台萬歲
博物院古蒙内

違いない。因みに耶律羽之墓から銀製の蓋付硯が見つかっている。蓋には龍と萬歳硯という文字が浮き彫りされている。萬歳とは皇帝の事なので、この硯は耶律羽之より四年前に亡くなっていた東丹王・耶律倍の下賜品だったことがわかる。そこには、死して猶先帝(王)に仕える、という唐の律令体制下の思想が唐滅亡後に建国された遼にも引き継がれていた事を彷彿とさせる。さらに国家珍宝帳と耶律羽之墓誌を比べると「家族が遺品を整理し寺に施捨する、或いは副葬する」という事が当時の東アジアでは普遍的に行われていた事が分かる。

第一章で説明したように、現在正倉院に伝わっている礼服御冠残欠は、七五二年の大仏開眼法要の後東大寺に施捨した聖武太上天皇・光明皇太后・孝謙天皇という三人の袞冕・礼服の一部で、これは諸臣二六人の礼服とともに鎌倉時代までは完形で伝わった。

聖武天皇の跡を継いだ長女・孝謙天皇の仏教への傾倒は止まず、淳仁天皇に位を譲った後、七六二年には出家をして仏弟子となる。時代は下り七六四年の孝謙上皇の詔に孝謙上皇の心情を証す下りがある⁽⁴¹⁾。すなわち、「朕

(孝謙上皇) は髪を剃りて仏の御袈裟を着るといえども國家の政を行わざるあること得ず。佛も經にいわく『國王王位に坐ましし時も菩薩の淨戒を受けよ』と。つまり、菩薩戒を授かり、さらに一僧侶となって袈裟を纏つても国政は相変わらず行わざるを得ない、というのである。詔は孝謙上皇が僧であることを主とし、為政者であることが従である事を示している。この発想の淵源は父の聖武天皇が後半生に影響を受けた華嚴經第十八章「十無尺藏品」にある。そこには、衆生には本来仏となるべき仏性がそなわっているとす。これを如来藏と呼び、菩薩を志し、授戒した者は自分の身に執着せず、自分のすべてをよろこんで衆生に施す事を究極の目的とするのである。聖武天皇の影響を深く受けた長女の孝謙上皇も華嚴經の教えを実践し、菩薩戒を授かった以上、政(まつりごと)つまり自らが統治する國家さえも仏に施捨しようとした事を天平宝字八年の詔が証してはいるのである。

実は唐でも同じように仏に対し皇帝・皇后が自ら纏つた袈裟と冠帽を釈迦牟尼に施捨した実例がある。それが

法門寺に遺された宝物なのである。法門寺の地宮宝物の根本資料である衣物帳には七〇〇件あまりの宝物のリストが記載されているが、その冒頭に第三代高宗の袈裟三領と武皇后の繡裙が記されている。高宗は皇太子時代の貞觀初年(六二七年)に僧の玄奘から、さらに貞觀九年(六三八年)にも僧の法常を戒師とし宮中で菩薩戒を受けている⁽⁴²⁾。また高宗は六六〇年に法門寺の仏舍利を洛陽の内道場に迎えて盛大な法要を行なった。高宗の袈裟三領は、残念ながら地宮で腐朽し失われたが、この三つの記念事業で纏つたものであることは数の上からも間違いない。武皇后は顯慶元年(六五六年)に後の中宗を妊娠中、玄奘三蔵を招き授戒している。繡裙はその時の記念なのだろうか。施捨した袈裟と繡裙は仏舍利が戻る時に法門寺に運ばれたのだろう。

懿宗が寄進した金襴袈裟三副各五事と龜納佛衣二事も、長安に法門寺の舍利を迎え、内道場で法要が営まれた時に懿宗本人が纏つたものであるが、これも惜しくも腐朽している。仏舍利が法門寺に戻る前に急死した懿宗の跡を継いだ僖宗は、八七四年、自らのものも含め花羅

夾幘頭五十頂・繪羅單幘頭五十頂・花羅夾帽子五十頂と、幘頭を合わせて一五〇頂（幘頭の数え方）を施捨している。ただし冕冠や礼冠はない。幘頭は髻を覆う冠の一種で、これほど大量に地宮に納める事が出来るか疑問もあったが、二〇一九年甘肅省で吐谷渾王子の慕容智墓で本人が被った状態で幘頭が発見された。それは広げると布巾の四隅に長い帯を足したような平たい形をしていたので、被らなければ一五〇頂を重ねても嵩張らない事がわかった。しかしこれだけ大量の幘頭は僖宗本人だけではなく、王族や臣下のものも含まれていたのであるう。

ところで唐では仏弟子として僧にまでなった皇帝はいない。それなので東大寺と違い、法門寺地宮に皇帝の象徴である袈裟が施捨されなかった事も重要である。法門寺の衣物帳を改めて読むと、東大寺の大仏開眼よりも一世紀前の七世紀なかば、高宗が行った授戒や施捨の詳しい情報が、遣唐使の情報として聖武天皇に伝えられていた可能性は十分ある。

東大寺に天皇一家の袈裟と臣下の礼服が施捨されたの

は、菩薩戒の実践をさらに進め、遂には国さえも仏に捧げようとした結果である、と考えることが出来るだろう。

まとめ

唐と百濟それに倭（日本）で行われた寺院への冠帽の施捨は、亡き人の魂が釈迦牟尼とともに涅槃に入ること期待したために行われた（王興寺・益山彌勒寺）。さらに支配者は仏に現世利益を求め（法興寺）菩薩戒を実践し仏の法力による鎮護国家を求め、仏国土をこの世に実現するために、みづから王権の象徴である衣冠を寺院に施捨した（東大寺・法門寺）。

また律令制度が整備された唐・百濟・倭で墓に被葬者の冠帽を副葬するのは、あの世でも今はなき支配者に仕えるためだったことが李勣墓の例で明らかになった。

羈縻政策に拠って唐に支配された辺境の民族の長が亡くなった時に、唐の皇帝は族長が臣下である事を支配地に周知させるため、唐式の墓を造営し民族の風習に依りながらも、弔問使が派遣されて唐式に依る墓の選地のう

え、葬儀を営んだ事もなかった。被葬者は独立した民族のリーダーではなく、皇帝の臣下とされたので、三梁進徳冠等身に応じた冠が死に際して下賜され、さらに皇帝がその後嗣の継承を保証し冊立を行った事がモンゴル国で発掘された僕固乙突の墓誌銘で証明されたのである。

註

- (1) 益山彌勒寺の金製舍利奉迎記では、「謹捨淨財」正倉院の国家珍宝帳では、「太上天皇捨國家珍寶」法門寺衣物帳では皇帝は「恩賜」、それ以外は「施」とある
- (2) 국립부여문화재연구소 二〇〇九 왕흥사지Ⅲ―목탑지 금당지 발굴조사보고서
百濟王興寺 백제왕흥사 国立扶余博物館 国立扶余文化財研究所 二〇〇八
- (3) 「丁酉年二月十五日百濟／昌爲七王／子立利本舍／利二枚葬時／神化爲三」(で改行)
- (4) 旧唐書卷一百九十九上(百濟) 王服大袖紫袍青錦褲烏羅冠金花爲飾素皮帶烏革履 官人畫緋爲衣銀花飾冠
西且設孟蘭盆會
- (5) 日本書紀齊明天皇二年七月辛丑作須彌山像於飛鳥寺
- (6) 日本書紀推古元年春正月壬寅朔丙辰以佛舍利置于法興寺利柱礎中丁巳建利柱
- (7) 奈良国立文化財研究所学報・第五冊一九五八 飛鳥寺発掘調査報告
- (8) 奈良文化財研究所紀要 二〇二一 石橋茂登「飛鳥寺塔心礎出土の雲母」p.201-p.211
- (9) 扶桑略記 推古元年正月蘇我大臣馬子宿禰依合戰願於飛鳥地建法興寺立利柱日嶋大臣并百餘人皆著百濟服觀者悉悅以佛舍利籠置利柱礎中
- (10) <https://www.iksan.go.kr/wg/index.iksan>
- (11) 竊以法王出世隨機赴／感應物現身如水中月／是以託生王宮示滅雙／樹遺形八斛利益三千／遂使光曜五色行遶七／遍神通變化不可思議／我百濟王后佐平沙七／積德女種善因於曠劫／受勝報於今生撫育萬／民棟梁三寶故能謹捨／淨財造立伽藍以己亥／年正月廿九日奉迎舍利／願使世世供養劫劫無／盡用此善根仰資大王／陛下年壽與山岳齊固／寶曆共天地同久上弘／正法下化蒼生又願王／后即身心同水鏡照法／界而恒明身若金剛等／虛空而不滅七世久遠／並蒙福利凡是有心／俱成佛道
- (12) 日本書紀天智天皇称制元年九月皇太子御長津宮以織冠授於百濟王子豐璋
- (13) 日本書紀(天智天皇八年十月) 庚申天皇遣東宮大皇弟於藤原内大臣家授大織冠與大臣位仍賜姓爲藤原氏

- (14) 高槻市教育委員会編「藤原鎌足と阿武山古墳」二〇
一五 猪熊兼勝 阿武山古墳は鎌足墓 p.五二—六八
吉川弘文館
- (15) 高槻市教育委員会編「藤原鎌足と阿武山古墳」二〇
一五 河上繁樹 染織史からみた阿武山古墳の金糸と
大織冠 p.三〇—五一 吉川弘文館
- (16) A・Oчир・У・Эрдэнсодол II О I III „ЭРГИНИЙ
НУУДЭГЦДИЙН БУХАНТ БУШНИЙ
МАЛТИАГАСУДАЛГАА УЛААНБААТАР
金大考古 モンゴル国の唐様式墓から出土した染織
品・僕固乙突墓とオラーン・ヘレム壁画墓 村上智見
二〇二一 p.五二—六七
- (18) 第一層：技法木牌 檜 日光形 金銅 銀線に真珠
白色瑠璃を貫く 葛形裁文 純金 鳳凰形 金銅 葛
形断片 金銅 花枝飾 樹枝は銀 花形は金銅 花形
飾 金銅 銀 琥珀 水晶 瑠璃玉等 第二層：葛形
裁文は銅 トウアズキ 琥珀 瑠璃玉 鈴は銅 漆紗
残片(絹) 第三層：真珠・瑠璃玉等 第五層：多く
は瑠璃玉 第六層：銀製花形 丁子 宮内庁正倉院事
務所 正倉院事務所宝物検索から
- (19) 続日本紀(天平四年)春正月乙巳朔御大極殿受朝天
皇始服冕服
- (20) 東大寺續要録 仁治三年(一二四五)正月九日 先
帝四條院崩御 同三月十八日當今後嵯峨院御即位而爲
- 即位開封被召上玉冠并諸臣礼服冠畢出之即玉御冠四頭
諸臣禮服冠廿六頭云云 或云可進玉冠計或云可進卅頭
玉御冠四頭之中於二頭者女帝御冠云云 但其銘云先帝
云云是孝謙天皇之御冠又今二頭者聖武天皇之御冠也
其銘書付太上天皇云云 今度即位以太上天皇御冠被用
畢 諸臣礼服冠同被着用之抑四頭玉御冠路帰之間散々
打損畢
- (21) 東大寺要録 天平勝宝六年四月盧舍那仏前天皇菩薩
請鑿真和上登壇受菩薩戒皇太后皇太子並隨天皇受菩薩
戒
- (22) 日本書紀(欽明天皇)十六年春二月百濟王子餘昌
遣王子惠王子惠者威德王之弟也奏曰聖明王爲賊見殺十五年爲
新羅所殺故今奏之
- (23) 陵寺 扶餘陵山里寺址発掘調査進展報告書国立扶余
博物館遺蹟調査報告書第八冊 国立扶余博物館：二
〇〇〇
- (24) 百濟昌王十三季太歳在丁亥妹兄公主供養舍利
- (25) 古代東アジアの仏教と王権 鈴木靖民【編】王興寺
と飛鳥寺の伽藍配置 木塔心礎設置・舍利奉安形式の
系譜 佐川正敏 p.一七六 勉誠出版二〇一〇
- (26) 日本書紀(敏達天皇)六年冬十一月庚午朔百濟國王
付還使大別王等獻經論若干卷并律師禪師比丘尼呪禁師
造佛工造寺工六人 遂安置於難波大別王寺
- (27) 日本書紀(崇峻天皇)七月 蘇我大臣亦依本願於飛

鳥地起法興寺蘇我馬子大臣

- (28) 日本書紀(崇峻天皇)七月又發誓言「凡諸天王・神王等、助衛於我使獲利益、願當奉爲諸天與大神王、起立寺塔流通三寶」

- (29) 旧唐書卷六十七 列傳第十七李勣 棺中斂以常服惟加朝服一副死尙有知望著此奉見先帝

- (30) 藤氏家伝 若死者有靈信得奉見先帝及皇后者奏曰我先帝陛下平生之日遊覽淡海及平浦宮處猶如昔日焉朕每見此物未嘗不極目傷心也

- (31) 日本書紀 大化三年(六四七)是歲制七色一十三階之冠一曰織冠有大小二階以織爲之以繡裁冠之緣服色並用深紫

- (32) 藤氏家伝 百濟人小紫沙昭明才思穎拔文章冠世傷令名不傳賢德空沒仍製碑文

- (33) 考古与文物 甘肅武周時期吐谷浑喜王慕容智墓发掘简报 二〇二一年二期号 p 一五—三八 慕容智は母が唐太宗の娘である弘化公主。六九一年死去した時は母の身分から王族の礼をもって葬られた。二〇一九年に甘肅省武威市で見つかった墓は中国では初めて唐代王族墓としては未盗掘で、内容の豊富さから二〇二一年中国考古十大発現に指定された。

- (34) 護雅夫(一九六七)

- (35) 国立扶餘博物館所蔵品調査資料集『百濟木簡』二〇〇八年 木簡番号は本出版物に拠る

- (36) 韓國考古學報 四七號 二〇〇二/八 百濟泗泚期

- 石室の階層性斗政治制度 p 九二—一三六 山本孝文

- (37) 二〇二二年現在確認されている冠飾を埋葬していた遺跡は以下の通りである。王興寺塔心礎、扶餘陵山里三六號墳東便、扶餘下黄里、羅州伏巖里三號墳五號室、益山彌勒寺西塔心礎(二本)、慶南南原尺門里、忠南論山六谷里七號墳、扶餘鹽藏里七二號墳、羅州伏巖里三號墳一六號室、扶餘陵山里三六號墳西便、扶餘陵山里四四號墳、羅州興德里古墳、羅州松堤里一號墳

- (38) 山本孝文 百濟 泗泚期石室の階層性斗政治制度 韓國考古學報四七輯 二〇〇二 一一五—一二三 p

- (39) 国家珍宝帳 右件皆是先帝翫弄之玼内司供擬之物退歲疇昔触目崩擁謹以奉獻盧舍那仏伏願用此善因奉資冥助早遊十聖普濟三途然後鳴鑿花藏之宮往躡涅槃岸

- (40) 耶律羽之墓誌銘(九四一) 夫人重哀(中略) 日夜哀號殆將滅性泊營葬具用盡身心

- (41) 続日本紀天平宝字八年九月甲寅 詔曰朕方髮乎曾利天佛乃御袈娑乎服天在止毛國家乃政乎不行阿流己止不得佛毛經仁救久國王伊王位仁坐時方菩薩乃淨戒乎受與止

- (42) 大正新脩大藏經史伝部史伝部No.二〇六〇統高僧伝